

一般財団法人広島市都市整備公社物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本公社の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。以下同じ。）の提供（以下「物品売買等」という。）の契約に係る入札において、当該入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認を入札後に行って落札者を決定する一般競争入札（以下「入札後資格確認型一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 入札後資格確認型一般競争入札は、物品売買等の契約であって、その相手方を一般競争入札の方法により決定するものを対象とする。ただし、総合評価一般競争入札の方法による契約その他あらかじめ経営管理部経営管理課と協議した契約については、この限りでない。

(入札公表)

第3条 入札後資格確認型一般競争入札を実施するに当たっては、その入札公表において、一般財団法人広島市都市整備公社契約規程（以下「規程」という。）第5条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札後資格確認型一般競争入札に付する入札案件である旨
- (2) 一般財団法人広島市都市整備公社物品売買等に係る予定価格等公表実施要領（以下「予定価格等公表要領」という。）第2条の規定によりその予定価格について入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）をする場合における当該予定価格
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の配布方法並びに入札執行後における資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出方法等
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知方法
- (6) その他入札後資格確認型一般競争入札の実施に関し必要と認める事項

(入札書の提出方法等)

第4条 入札後資格確認型一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、入札書の提出（規程第6条の規定により入札書を提出することをいう。以下同じ。）をするものとする。

- (1) 郵送により入札書の提出を行う案件 入札公表に定める入札期間内において、入札書の提出をするものとする。ただし、本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
 - (2) 持参により入札書の提出を行う案件 入札公表に定める入札執行の場所及び日時において、入札書の提出をするものとする。
- 2 入札参加者は、前項の規定により入札書の提出をする場合においては、その入札書の提出の際に、予定価格等公表要領第5条に規定する入札金額内訳書を併せて提出するものとする。ただし、第5条第4項に規定する再度入札においては、開札の結果、第5条第8項に規定する最低価格入札者と

なった者のみ、理事長が指定する期限までに、当該再度入札に係る入札金額内訳書を提出するものとする。

- 3 入札参加者は、前2項の規定により提出した入札書及び入札金額内訳書を撤回し、又は差し替えることができないものとし、入札参加者が入札金額内訳書とその提出期限までに提出しなかった場合には、落札者となることができないものとする。
- 4 前項に規定する場合において、入札参加者のうち、第5条第8項に規定する最低価格入札者となった者がした入札は無効とする。
- 5 入札後資格確認型一般競争入札の入札回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 予定価格等の事前公表をするもの 入札回数は、1回とする。
 - (2) 予定価格等の事前公表をしないもの 入札回数は、3回を限度とする。(入札書の開札、落札者の決定の保留等)

第5条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札に係る入札書とその開札日時において開札するものとする。

- 2 入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者は、社員証等を提示することにより、前項の規定による開札に立ち会うことができる。
- 3 理事長は、前条第5項各号に掲げる区分の入札案件の入札参加者がいないことが判明した場合（第5項第2号に掲げる者又は一般財団法人広島市都市整備公社委託業務低入札価格調査要綱第7条の規定により落札者として決定しないとされた者以外に入札参加者がいない場合を含む。）には、当該入札執行を打ち切るものとする。
- 4 理事長は、前条第5項第2号に掲げる区分の入札案件の開札を行った結果、入札参加者がある場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者がいないときは、同号に規定する入札回数の範囲内で再度入札（3回目の入札を含む。以下同じ。）を行うものとする。
- 5 理事長は、次の各号のいずれにも該当しない者を、前項の規定による再度入札に参加することができる者とする。
 - (1) 1回目の入札（再度入札が3回目の入札である場合にあっては、1回目及び2回目の入札）に参加していない者
 - (2) 規程第7条各号のいずれかに該当する入札をした者
- 6 理事長は、第4項の規定による再度入札を行うに当たっては、前項に規定する再度入札に参加することができる者に対して、その場で速やかに再度入札を行う旨を通知するものとする。
- 7 入札後資格確認型一般競争入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）は、開札（再度入札に係るものを含む。）の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書の提出をした入札参加者がある場合は、直ちに落札者の決定を保留するものとする。
- 8 前項の規定により落札者の決定を保留するに当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「最低価格入札者」という。）を入札参加資格の有無の確認（以下「入札参加資格の確認」という。）が行われる入札参加者とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者が2人以上あるときは、入札執行職員はこれらの者にくじ引きをさせて入札参加資格の確認が行われる者の順番を決定するものとし、最初に当該確認が行われる者をもって、最低価格入札者とする。

(資格確認申請書等の提出)

第6条 理事長は、最低価格入札者について、入札執行後、理事長が指定する期限までに資格確認申請書等(低入札価格調査要綱第2条第1項及び第2項の規定により低入札価格調査の対象とする入札案件にあつては、低入札価格報告書を含む。以下同じ。)を提出させるものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札における入札参加資格の確認については、特別の定めがある場合を除き、入札公表で公表した開札日時を基準として、資格確認申請書等に基づき、行うものとする。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とするものとする。

- (1) 広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成9年9月12日施行)第6条の規定に基づき、一般競争入札参加資格が取り消された場合
- (2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成8年4月1日施行)第2条の規定に基づき、指名停止措置を受けた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合及び入札に関する条件に違反することとなった場合

2 理事長は、前項の規定による確認の結果、最低価格入札者について入札参加資格がないと認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち最低の価格をもって入札書の提出をした者(以下「次順位価格入札者」という。)について、同項の規定により、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合において、当該最低の価格をもって入札書の提出をした者が2人以上あるときは、第5条第8項後段の規定を準用するものとする。

3 理事長は、前項の規定による確認の結果、次順位価格入札者に入札参加資格がないと認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち、次順位価格入札者の次に低い価格をもって入札書の提出をしたものから順次、同様にして、入札参加資格のある者が確認されるまで、入札参加資格の確認を行うものとする。

4 理事長は、前2項の規定により入札参加資格の確認を行う場合は、次順位価格入札者(前項の規定により入札参加資格の確認が行われる者を含む。)に、指定する期限までに資格確認申請書等を提出させるものとする。

(落札者の決定)

第8条 理事長は、前条の規定により入札参加資格を有すると確認された者(以下「有資格者」という。)を落札者として決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、有資格者の入札価格が調査基準価格を下回るものであり、低入札価格調査要綱第7条の規定により当該有資格者を落札者としなない場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者から順次、第5条第8項後段、前条及びこの項の規定を準用し又は適用し、入札参加資格の確認を行い、落札者の決定をするものとする。

(入札参加資格確認結果及び入札結果の通知)

第9条 理事長は、前条の規定により落札者の決定をした場合は、入札参加者に対して、入札参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないとされた

者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

(委任規定)

第10条 この要領に定めるもののほか、物品売買等の契約に係る入札後資格確認型一般競争入札の実施に関し必要な事項は、経営管理部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後において契約の申込みの誘引を行う一般競争入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った一般競争入札案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年2月1日から施行する。

2 改正後の財団法人広島市都市整備公社物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年4月1日以後の入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件及び施行日以降において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年3月31日以前の入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。